

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第64回

フランチャイズビジネス(2) ~フランチャイズ契約~

黒田法律事務所
萱野純子、藤田大樹

本稿では、前回に引き続き、中国国内での新しい市場形成が期待されるフランチャイズビジネスの法的側面について検討するが、今回は、フランチャイザーとフランチャイジーとの間で締結されるフランチャイズ契約について、中国の法律上どのような規制があるのかという点を中心に検討することとしたい。

一 フランチャイズ契約の内容

Q1: A社は日本企業B社が中国に設立した独資企業ですが、今後、中国においてフランチャイズ事業を展開したいと考えており、A社設立の原審査許可部門に対し、「フランチャイズ経営方式により商業活動に従事する」旨の経営範囲の追加を申請するつもりです。そこで、フランチャイジーと締結するフランチャイズ契約の契約書を作成しようと考えておりますが、中国の法律上、フランチャイズ契約の内容について、何らかの定めがあるのでしょうか。

A1: 前回は触れましたように、中国では、2005年2月1日から、中国におけるフランチャイズビジネスの法規範を規定した「商業フランチャイズ経営管理弁法」(以下「フランチャイズ経営管理弁法」という)が施行されています。同法では、フランチャイズ契約におけるフランチャイザーとフランチャイジーの権利義務について規定するとともに、「フランチャイズ経営契約」(第三章)として一章を設けて、フランチャイズ契約の具体的内容、フランチャイズ料の種類、契約期間及び商標等の取り扱いについて詳細に規定しています。

(1) フランチャイズ契約の内容

2005年2月1日から施行されている「フランチャイズ経営管理弁法」は、第13条において、「フランチャイズ経営契約の内容は当事者が約定し、一般に次の内容を含む」として、以下の項目を規定している。

当事者の名称・住所

使用権を与えるフランチャイズ経営権の内容、期間、場所及び独占性の有無
フランチャイズ料の種類、金額、支払方法及び保証金の徴収と返還方法

秘密保持条項

フランチャイズ経営の製品またはサービスの品質管理及び責任

研修と指導

商号の使用
商標等の知的財産権の使用
消費者からの苦情
宣伝と広告
契約の変更と解除
違約責任
紛争解決条項
双方が約定するその他の条項

このうち、商号の使用及び消費者からの苦情については、日本のフランチャイズ契約においては「一般に」含まれているとまでいえるものではない。

特に、商標等の知的財産権の使用とは別に商号の使用を規定しているが、日本の商法上、自己の商号を使用して営業を行うことを他人に許諾した者は、名板貸人の責任を負うとされているため(日本商法第23条)、日本において、商号の使用を規定するフランチャイズ契約は「一般に」は見られない。

もっとも、上記項目については、フランチャイズ契約に「一般に」含まれるとされているだけであり、必ずしも入れなければならないわけではないと解されるが、「一般」の意味が明確ではなく、本条がどれほどの法的拘束力を有するのかは、今後の商務部等の解釈及び運用により固まってしまうと思われる。

(2) フランチャイズ契約におけるフランチャイザーとフランチャイジーの権利義務

フランチャイズ経営管理弁法の第9条から第12条にかけては、フランチャイズ契約におけるフランチャイザーとフランチャイジーの権利義務について規定されている。このうち、「契約の約定に従い」といったような留保がついている権利義務については、当事者が契約で自由に定めることができるものと思われるが、そういった留保のない権利義務、例えば、営業シンボル及び経営マニュアルの提供・受領(第10条第2号及び第11条第1号)、指導・研修等の提供・受領(第10条第3号及び第11条第2号)等については、契約書に特段の定めがなくても適用される強行法的性質を有するものと解することができる。

この点、第10条第5号は、「フランチャイザーは、その指定供給業者の製品品質について、保証責任を負わなければならない」と規定し、これには「契約の約定に従い」といった留保がつけられていないため、強行規定として扱われる可能性がある。この規定を素直に読めば、極端な例ではあるが、指定供給業者がフランチャイジーに対して、賞味期限切れの食品を故意に供給したとしても、フランチャイザーがフランチャイジーに対して責任を負う必要があることになる。当該条項の意義は、このように過失責任の範囲を超えて、フランチャイザーに品質保証責任を負わせるところにあると考えられるが、実際にどこまでの責任を負わせるかについては、今後、商務部等によって解釈されていくものと思われる。

以上のように、中国では、フランチャイズの契約内容及び契約当事者の権利義務関係につき法律で詳細に規定しているが、諸外国のフランチャイズ契約においては、私的自治の原則の下、契約の内容については、当事者が協議して自主的に定めるものとされており、法律では、契約締結時にフランチャイザーがフランチャイジーになろうとする者に対して開示すべき情報についてのみ規定するのが通常である。その意味で、本来当事者が自由意思で決定すべき契約内容を、国家

が法律により予め規定している中国のフランチャイズ法制というのは極めて特異というべきである。

二 フランチャイズ契約締結時の開示事項

Q2:独資企業A社は、A社設立の原審査許可部門に対し、「フランチャイズ経営方式により商業活動に従事する」旨の経営範囲の追加を申請したところ許可されたため、フランチャイジーとフランチャイズ契約を締結しようと考えています。フランチャイズ契約を締結する際にフランチャイザーがフランチャイジーになろうとする者に対して開示すべき情報について、中国ではどのように定められているのでしょうか。

A2:フランチャイザーは、契約締結日の20日前までに、フランチャイジーになろうとする者に対して、書面で、法律に定める各種の基本情報資料及びフランチャイズ契約書を提供しなければなりません。不十分な情報開示、虚偽の情報資料の提供によりフランチャイジーが経済的損害を受けたときは、フランチャイザーは賠償責任を負わなければなりません。

フランチャイズ経営管理弁法第19条第1項は、フランチャイザーがフランチャイジーになろうとする者に対して開示すべき基本情報資料について詳細に規定している。同項で規定する基本情報資料の内容は、概ね以下の通りである。

フランチャイザーの名称等の主要事項及び財務・納税等の基本状況

フランチャイジーの経営状況、投資予算表、契約を解除したフランチャイジーの割合等

商標の登録、使用許諾及び訴訟状況、その他経営資源に関する状況

フランチャイズ料及び保証金に関する情報

最近5年間の全ての訴訟状況

物品供給・サービス等の条件及び制限等

研修・指導提供についての能力の証明及び実際の状況

法定代表者等の基本状況、刑事処罰を受けたことがあるか、企業の破産について個人責任を負ったことがあるか

フランチャイザーがフランチャイジーの要求に応じて開示するその他の情報資料

本条で開示が要求されている情報は、全体的には、一般的に諸外国で開示を要求されている情報と大差はないが、日本におけるフランチャイズ契約の基本法ともいえる中小小売商業振興法及びその施行規則(以下「小振法等」という)が規定するフランチャイズ契約締結時の開示事項と対比して、いくつか特徴的と思われる事項もあるため、注意が必要である。詳細については、以下のとおりである。

(1)フランチャイジーの経営状況、投資予算表等(上記)

フランチャイズ経営管理弁法第19条第1項では、フランチャイジーの経営状況、投資予算表等について開示情報として掲げられているが、小振法等にはそのような規定はない。また、「フランチャイジー総数に占めるフランチャイズ経営契約を解除したフランチャイジーの割合」について開示することを求められているが、小振法等では直近の三事業年度における解除数に限定されて

いるのに対して、フランチャイズ経営管理弁法にはそのような限定は無く、事業開始後の全てを対象にした解除割合を開示する必要があるものと推測される。

(2) 訴訟状況(上記)

フランチャイズ経営管理弁法第19条第1項では、訴訟状況についての開示が求められているが、小振法等においては、フランチャイズ契約に関する訴えに限り、その件数についての開示が求められているのみで、本条のように全ての訴訟について、その状況を開示させることは要求していない。この点、フランチャイズ経営管理弁法が要求する情報はかなり詳細といえる。

(3) 研修・指導提供についての能力の証明及び実際の状況(上記)

フランチャイズ経営管理弁法第19条第1項では、研修・指導提供についての能力の証明及び実際の状況の開示を求めている。この点、小振法等では、研修・指導の有無・内容・方法及び回数等の情報を開示するとされているが、能力の証明及び実際の状況を開示することまでは要求されていない。前回も触れたように、フランチャイズ経営管理弁法は「フランチャイジーに長期的な経営指導及び研修サービスを提供する能力を有すること」(同法第7条第3号)、「中国国内で経営期間が1年以上になる直営店またはその子会社、持株会社が設立した直営店を少なくとも二軒以上有すること」(同条第4号)といった要件をフランチャイザーの資格要件としているため、中国においては、事業開始と同時にフランチャイズ経営を行うことはそもそも認められていない。従って、フランチャイズ経営を開始した時点では、既に何らかの経営ノウハウを有しており、研修・指導についても実際に行われていることから、経営に関する研修・指導を提供する能力もある程度備わっていることを前提として、ではこれらの証明及び実際の状況の開示を求めているものと思われる。

(4) 法定代表者等の基本状況等(上記)

フランチャイズ経営管理弁法第19条第1項では、刑事処罰を受けたことがあるか否かというかなり個人的な情報も開示情報に含まれている。このような規定は日本の小振法等には見当たらないとはいえ、フランチャイズ先進国であるアメリカでは決して珍しくない規定であり、特に中国に特有というわけではない。

もっとも、このように開示情報が個人情報にも関わるかなり詳細な情報であることから、フランチャイズ経営管理弁法は、商業秘密の保護の範囲を拡大している。すなわち、フランチャイズ経営期間及びフランチャイズ契約の終了後にフランチャイジー及びその従業員に秘密保持義務が課せられる(フランチャイズ経営管理弁法第21条)だけでなく、契約当事者ではないがフランチャイザーの商業秘密を知った者及び契約締結に至らなかった場合の加盟申込者に対しても秘密保持義務が課せられている(同法第22条)。

なお、フランチャイザーだけではなくフランチャイジーについても、フランチャイズ契約締結前及びフランチャイズ経営の過程において、遅滞なく関連情報を開示しなければならないとされており(同法第17条)、フランチャイジーはフランチャイザーの要求に従い、主体としての資格証明、資産信用証明、財産権証明等を含む自己の経営能力に関する資料及び経営状況等の契約で約定

する資料をフランチャイザーに対して提出しなければならない(同法第20条)。